

# いつ来るか分からない 災害に備えましょう

問合 危機管理課危機防災G  
☎55-9594



この地域の特徴として、土地の標高が海水面より低い  
海拔ゼロメートル地帯であり、日光川は住居がある土地よ  
りも高いところを流れる「天井川」であることがあげられ  
ます。そのため、大雨になれば浸水の危険度が非常に高い  
地域と言えます。

災害から身を守るためには、日ごろから各ご家庭での防  
災対策を話し合い、市が発表する避難勧告等の避難情報  
や避難所開設の情報を適切に受け取り、早めの行動をと  
ることが重要です。

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動
5	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
4	避難指示(緊急) 避難勧告	指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
3	避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。



防災ほっとメール



二次元バーコード

併せて「エフエムななみ」(FMラジオ  
で77.3MHz)は、災害時には海部地域  
の防災情報を発信します。他に情報を入  
手できる方法として、クローバーテレビ  
のL字放送や市ホームページがあります。

「防災ほっとメール」などの  
情報の活用を！

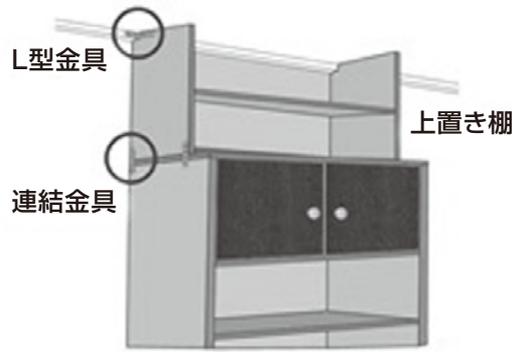


併せて「エフエムななみ」(FMラジオ  
で77.3MHz)は、災害時には海部地域  
の防災情報を発信します。他に情報を入  
手できる方法として、クローバーテレビ  
のL字放送や市ホームページがあります。

防災・減災の意識を！

**家具転倒防止金具取付の申請受付について(無料)**

地震発災時・風水害時に家具等の転倒によりけがをしたり避難路が絶たれたりすることがないように、無償で家具転倒防止金具の取り付けを行います。



**対象者** 市内にお住まいの世帯  
**対象家具** 寝室、居間などの住宅内で利用頻度が高い部屋などに置かれた書棚、たんすなどの木製品家具

※電化製品、ピアノ、仏壇、仏具などは対象外

**取付個数** 1世帯につき3点まで  
**受付定数** 70件

**申込** 令和2年6月1日(月)から令和3年1月29日(金)までに直接、危機管理課へ(定数になり次第締切)。

**その他**

- 家具転倒防止金具取付作業は、市職員ではなく業務委託者(NPO法人防災津島の会)が行います。
- 申請受付後に、業務委託者から申請者宅に転倒防止金具取付作業日等を決める打ち合わせ電話をさせていただきます。
- 賃貸マンションや借家にお住まいの方が申請される場合は、大家等の家屋所有者から転倒防止金具取付をすることを了承してから申請していただきます。
- この事業は、家具の転倒防止を完全に保証するものではありません。家具の転倒による被害が発生しても市および委託者は、倒壊被害に係る賠償責任は負いません。



**一時避難場所協定企業について**

一時避難場所協定企業とは、災害時に建物の一部を一時的に避難場所として

提供していただく、3階建て以上の高さの建物を有する企業等です。現在、協定を締結した企業等の一時避難場所は25カ所です。

校区	企業名等	所在地
東	いちい信用金庫	東柳原町
	長田廣告株式会社	東柳原町
	株式会社野田塾	西柳原町
	株式会社義津屋・本店	★ 大字津島
	株式会社綿新商店	今市場町
	津島商工会議所	立込町
西	あいち海部農業協同組合	大縄町
	有限会社辰栄製作所	江東町
	三和テクノ株式会社	宮川町
南	株式会社そうぎょう	常盤町
	株式会社さなる	今市場町
北	株式会社義津屋・北テラス	★ 片岡町
	ナビシティ津島	★ 宇治町
神守	株式会社TDEC	越津町
	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	百島町
	海部東農業協同組合	神守町
	サカ工理研工業株式会社	★ 椿市町
神守・蛭間	株式会社パッタケヤマ	蛭間町
高台寺	中北薬品株式会社	★ 白浜町
	ニューコーポ金柳1番館	★ 金柳町
	ニューコーポ金柳2番館	★ 金柳町
	株式会社新弘	大坪町
神島田	株式会社名光精機	鹿伏兔町
	社会福祉法人愛燦会・あいさんテラス	★ 中一色町
	株式会社葵精工	唐臼町

★印の付いている企業は24時間対応です。印が無い企業は、営業時間内です。

## 市職員採用候補者募集

令和3年度採用予定の市職員候補者試験(大卒短大卒者)を次のとおり行います。詳しくは市ホームページから試験要項を確認してください。

**採用予定職種・採用予定人数・受験資格**

下表のとおり

**試験日** 7月12日(日)

**提出書類**

- ・職員採用候補者試験申込書(所定の用紙で、市ホームページからダウンロードできます)
- ・写真2枚(縦4cm、横3cm、脱帽、正面向上半身で6か月以内に撮影したもので、1枚は申込書に貼付)
- ・最高学歴の卒業証明書または卒業見込証明書
- ・最高学歴の成績証明書
- ・受験資格要件となっている職種免許証等の写し
- ・障害者手帳等の写し(一般事務職(障がい)を有する方のみ)
- ・宛先明記の返信用封筒(84円切手貼付)

**受付期間** 6月1日(月)～19日(金)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度は郵送のみの受付となります。必ず郵送にて提出書類等を提出してください。受付期間中の消印のあるもの限り受け付けます。

**提出先** 〒496-8686(住所不要)

津島市役所 市長公室人事秘書課

**問合せ** 人事秘書課人事G

☎24-11124

### 採用する職種区分、受験資格および人数

職種区分	受 験 資 格		採用予定人数
	学 歴 ・ 免 許 等	年 齢	
一般事務職	大学・短大を卒業、または令和3年3月卒業見込みの方	平成2年4月2日以降に生まれた方	10人程度
一般事務職 (障がい)を有する方)	大学・短大を卒業、または令和3年3月卒業見込みの方で、身体障害者手帳、療育手帳(※1)、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	昭和60年4月2日以降に生まれた方	若干名
一般事務職 (社会福祉士)※2	大学・短大を卒業、または令和3年3月卒業見込みの方で、社会福祉士資格所有、または令和3年3月取得見込みの方	平成2年4月2日以降に生まれた方	若干名
技 術 職 (土木・建築)	大学を卒業、または令和3年3月卒業見込みの方で、土木・建築系の課程を専攻した方	平成2年4月2日以降に生まれた方	2人程度
消 防 職	大学・短大を卒業、または令和3年3月卒業見込みの方	平成7年4月2日以降に生まれた方	若干名
保育士・教諭	大学・短大を卒業、または令和3年3月卒業見込みの方で、保育士資格および幼稚園教諭免許の両方を所有、または令和3年3月取得見込みの方	昭和50年4月2日以降に生まれた方	4人程度
保 健 師	保健師の免許を所有、または令和3年3月取得見込みの方	平成2年4月2日以降に生まれた方	若干名

※1 療育手帳は、交付する都道府県または政令指定都市により名称が異なる場合があります。

※2 一般事務職(社会福祉士)で採用された場合は、主に社会福祉事務に従事しますが、他の行政事務も行います。

注 ○消防職以外の職種については、日本国籍を持たない方も受験できます。ただし、採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる職には任用されません。

○地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する方は受験できません。

# 市・県民税のお知らせ



問合 税務課市民税G ☎55-9263

## 令和2年度 市・県民税の主な変更点

### ◆ふるさと納税制度の見直し

総務大臣の指定を受けていない地方団体に対する令和元年6月1日以降の寄附金については、ふるさと納税(特例控除)の対象外となりました。

### ◆住宅ローン控除制度の拡充

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間の住宅取得等について、所得税の住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の控除期間が3年間延長されます。今回の措置により延長された控除期間については所得税額から控除しきれない額について、現行と同じ控除限度額(最高13万6500円)で

個人住民税から控除されます。

## 市・県民税の納税通知書の 発送日

令和2年度市・県民税の納税通知書の発送日は6月10日(水)となります。  
※会社等から支払われる給与から天引きで納める方の場合は、5月13日(水)に会社等の給与担当者あてに「税額通知書」を発送しました。

## 市・県民税の減免を受ける 方は、納付前に手続きを

次の減免理由に該当する方は、納税通知書到達後、納付前に申請手続きをしてください(申請期日を過ぎた場合や、既に納付した税額については減免できません)。

### 対象

- 1 6月30日現在において令和2年の合計所得金額が令和元年(※平成31年1月1日～令和元年12月31日、以降同様)の合計所得金額に比べ2分の1以下に減少する方で、令和元年の総所得金額等が200万円以下の方
- 2 生活保護を受給されている方
- 3 6カ月以上長期療養を要する方で、令和元年の合計所得金額が130万円以下の方
- 4 1月2日以後に死亡した方のうち、令和元年の合計所得金額が200万円以下の方

0万円以下の方

- 5 雇用保険法の基本手当の受給資格がある方で、同一生計配偶者または扶養親族があり、令和元年の合計所得金額が200万円以下の方
- 6 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方
- 7 障がい者、未成年者、寡婦、被爆者などで、令和元年の合計所得金額が、135万円以下の方
- 8 障がい者などで市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻のうち、令和元年の合計所得金額が135万円以下の方
- 9 勤労学生で、所得割を課されない方

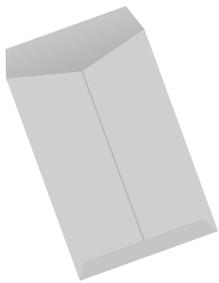
### 申請期日

- ・1に該当する方…7月30日(木)
- ・2～6に該当する方…減免理由の発生の日から30日を経過した日、または最初に到来する納期限のいずれか遅い日
- ・7～9に該当する方…6月30日(火)

### 申請場所

税務課市民税G(市役所2階)

該当項目により、必要な添付書類や減免額が異なりますので、詳しくはご相談ください。



## 国民健康保険からの お知らせ

### 所得申告のお願い

国民健康保険税の所得割額や高額療養費の1カ月あたりの自己負担限度額の区分の判定などは、前年の1月から12月までの1年間の所得をもとに決められます。

所得の申告をしないと、国民健康保険税が割高に算定されることや、高額療養費の自己負担限度額が上位所得者と判定されることがあります。

国民健康保険に加入されている方で、収入が無かった、少なかったなどの理由で申告をされていない方は、必ず所得申告をしてください。

なお、公的年金収入や給与収入があった方は申告の必要はありません。

問合 保険年金課国民健康保険G

☎24-1113



# ご存知ですか？ 福祉医療費助成制度

問合

保険年金課医療・年金G

☎24-1114

福祉医療費助成制度は、下表に該当する方が医療機関にかかる場合、医療保険の自己負担額が無料になる制度です。この制度を利用するには、受給者証の交付を受けるなど申請が必要です。該当する方は、早めに手続きをしてください。生活保護法など、公的制度で医療費の助成をすでに受けている方は、対象になりません。

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受給資格	所得等制限		
子ども医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生から義務教育終了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)まで</li> </ul>	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑、お子さんの健康保険証</li> <li>印鑑、お子さんの健康保険証</li> <li>マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育終了の翌日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで</li> </ul>	有 市町村民税所得割額5万円以下		
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1～3級、4級の腎臓機能障害または4～6級の進行性筋萎縮症の方</li> <li>療育手帳A・B判定の方</li> <li>自閉症状群と診断された方</li> </ul>	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑、健康保険証</li> <li>身体障害者手帳または療育手帳</li> <li>自閉症状群については医師の診断書(3カ月以内有効)</li> </ul>
母子・父子家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(以下「18歳以下の児童」という)を現に扶養する母子家庭の母、父子家庭の父</li> <li>上記の母、父が扶養する18歳以下の児童</li> <li>父母のいない18歳以下の児童</li> </ul>	有 児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑、健康保険証</li> <li>母子・父子家庭を証する書類(児童扶養手当、遺児手当の各証書等)</li> <li>マイナンバーの分かるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※2)</li> </ul>
精神障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方</li> </ul>	無	医療保険の自己負担額	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑、健康保険証</li> <li>精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の写し</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方</li> </ul>		指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	

区分	対象		助成内容	新規の申請手続きに必要なもの
	受給資格	所得等制限		
後期高齢者 福祉医療	75歳(一定の障がいがある方は65歳)以上で次の要件に該当する方 ・障がい者および母子・父子家庭の父母で各福祉医療の受給要件に該当する方 ・戦傷病者手帳をお持ちの方 ・精神障がい者、結核患者で公費負担の受給要件に該当する方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・ねたきりの方および重度、中度の認知症状態にある方 ・自立支援医療費(精神通院)を支給する旨の認定を受けた方(償還払※3)	一部有 ・母子・父子家庭の父母の方は児童扶養手当法による児童扶養手当の所得制限基準額 ・戦傷病者の方は障害児福祉手当所得制限基準額 ・ねたきりおよび認知症状態の方は市町村民税が非課税(※4)	医療保険の自己負担額 ただし、自立支援医療認定による該当者は、指定自立支援医療機関における精神通院に支払った医療保険の自己負担額(医療に要する費用の10%。ただし自己負担上限額以内)	・印鑑、健康保険証 ・障がい者の方は障がい者医療と同様 ・母子・父子家庭の方は母子・父子家庭医療と同様 ・精神障がい者の方は精神障がい者医療と同様 ・ねたきりおよび認知症状態の方は介護保険被保険者証、ねたきり・認知症状態のわかるもの(医師からの診断書等)、マイナンバーのわかるものまたは市町村民税課税証明書(該当する方のみ※1)、後期高齢者福祉医療(ねたきり・認知症)所得制限に関する申出書

- ※1 マイナンバーのわかるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方  
・令和2年7月までに申請する方で、平成31年1月2日以降に他市町村から転入された方  
・令和2年8月以降に申請する方で、令和2年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ※2 マイナンバーのわかるものまたは市町村民税課税証明書が必要な方  
・令和2年10月までに申請する方で、平成31年1月2日以降に他市町村から転入された方  
・令和2年11月以降に申請する方で、令和2年1月2日以降に他市町村から転入された方
- ※3 償還払…一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日、市への請求により医療費の支給を受ける方法
- ※4 世帯(同一住所も含む)と生計維持者

### 小児慢性特定疾病児童等の医療費助成制度

小児慢性特定医療費医療受給者証を交付されている児童を対象に、医療機関で支払った医療費自己負担額を、市への申請により助成します。

#### 小児慢性特定疾病児童等の医療費の支給申請

対象	助成内容	支給申請の手続きに必要なもの
「小児慢性特定医療費医療受給者証」を交付された18歳未満の児童(20歳到達まで認められる場合あり)(償還払※)	医療保険の自己負担額 (小児慢性特定疾病に係る自己負担のほか、それ以外の医療費全般に係る自己負担額)	・印鑑、健康保険証 ・小児慢性特定医療費医療受給者証 ・領収証 ・振込先口座番号等のわかるもの

- ※ 償還払…一度医療機関で自己負担額を支払った後、後日、市への請求により医療費の支給を受ける方法

### 未熟児養育医療給付制度

出生時体重2,000g以下等の未熟児で、指定病院の医師が入院養育を必要と認めた医療費を市が負担する制度です。乳児が入院中に申請をする必要があります。

## 福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費、心身障害者医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日(金)です。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付します。忘れずに更新の手続きをしてください。

愛知県内のみ有効

福 後期高齢者福祉医療費受給者証

公費負担番号 8 9 2 3 2 0 8 6

医療費負担の受給者番号

愛 住 所 津島市

氏 名

生年月日

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

発行機関名及び印 愛知県 津島市長

交付年月日 年 月 日

この証は、後期高齢者医療被保険者証に添えて医療機関の窓口へ提示してください。

# 津島市高齢者安全運転支援装置 設置費補助制度が始まります

## 実施期間

令和2年6月1日(月)～令和3年3月1日(月)  
※令和2年4月1日以降に設置・購入されたものが対象

今年度限定の  
補助制度です

## 補助対象者

次のすべてを満たす個人

- ①市内に住所を有し、令和3年3月31日時点で65歳以上の方
- ②有効期限内の自動車の運転免許証を保有している方
- ③市税および自動車税を滞納していない方
- ④非営利かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した方
- ⑤申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない方(国の補助金は除く)

## 補助対象の自動車

次のすべてを満たす車両

- ①個人の用途に供する普通自動車・小型自動車・軽自動車
- ②車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されている
- ③車検証の「使用者の氏名又は名称」欄に申請者の氏名が記載されている



## 補助対象の安全装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進抑制装置(ペダル踏み間違い急発進抑制装置)で、次世代自動車振興センターが認定した後付け安全運転支援装置取扱事業者の店舗等で設置したもの

## 補助金額

安全装置の購入設置額(国の補助金を除いた個人支払額)の8割(1,000円未満切り捨て)

### 対象となる安全運転支援装置等

装置の種類	市内周辺の主な 後付け装置取扱事業者の店舗等	補助金額	個人負担額
障害物検知機能付き ペダル踏み間違い 急発進抑制装置	トヨタカローラ中京・愛豊・名古屋、愛知トヨタ自動車、 ネットトヨタ中京・名古屋、愛知ダイハツ津島店、 名古屋トヨペット津島神守店	上限 32,000円	(例) 80,000円の場合 約8,000円
ペダル踏み間違い 急発進抑制装置	E・M・Cタイヤショップアリーナ、 イエローハット、つしまオート本店・大坪店、 鈴木自動車スズキアリーナ津島、 オートボックス、ジェームス津島神守店、 名古屋トヨペット津島神守店	上限 16,000円	(例) 40,000円の場合 約4,000円

すべての車両に設置できるものではありません。設置前に必ず確認してください。

補助金を受け取るまでの流れ 〈設置後、お早めに申請してください。〉



問合せ 市民協働課交通防犯G ☎55-9298